

農地転用許可基準

(平成28年4月1日～)

農地の区分	農地区分の該当事項		項目	省令
農用地区域 =原則不許可	4条	法第4条第6項第1号-イ	一時転用 農業用施設	令第4条第1項第1号 法第4条第6項ただし書き
	5条	法第5条第2項第1号-イ	一時転用 農業用施設	令第11条第1項第1号 法第5条第2項ただし書き
第1種農地 =原則不許可	4条	法第4条第6項第1号-ロ	交流施設 就業確保 生活環境施設 集落接続 市街地不適	則第33条第1号 則第33条第2号 則第33条第3号 則第33条第4号 則第34条第1号 病院等 則第34条第2号 火薬類 則第34条第3号 その他
	5条	法第5条第2項第1号-ロ	流通業務施設(国道・県道) 既存拡張 必要施設 1種1/3未満 収用法該当事業	則第35条第4号 則第35条第5号 則第35条第6号 則第36条 則第37条第1号
第2種農地 =代替性があれば不許可	4条	法第4条第6項第1号-ロ-(2) 法第4条第6項第2号	立地要件	街区形成 則第45条第1号
	5条	法第5条第2項第1号-ロ-(2) 法第5条第2項第2号		公共500 則第45条第2号 市街地近接 則第46条
第3種農地 =原則許可	4条	法第4条第6項第1号-ロ-(1)	立地要件	水道管・下水道管+公共500② 則第43条第1号 公共300 則第43条第2号 宅地等連たん 則第44条第1号 街区40% 則第44条第2号 用途地域 則第44条第3号 土地区画整理事業 令第7条第3号
	5条	法第5条第2項第1号-ロ-(1)		

※法:農地法(昭和27年法律第229号)

令:農地法施行令(昭和27年政令第445号)

則:農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)